

秋田県立野球場広告表示実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県立野球場条例（昭和47年秋田県条例第25号）第2条の規定に基づき、秋田県立野球場（以下「野球場」という。）への広告の表示に係る許可の申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表示場所)

第2条 広告を表示する場所は、ラバーフェンスのグラウンド側とし、1区画を次のとおりとする。

内野（ダッグアウト上側） 1. 2 m × 8 m

内野 1. 5 m × 8 m

外野 1. 5 m × 8 m

2 広告の表示は、一の企業等につき1区画とする。ただし、他に未使用の区画がある場合は、この限りでない。

(表示方法)

第3条 広告は、文字又は標章によるものとする。

2 前項の文字及び標章は、白色又は淡クリーム色によるものとする。

(表示期間)

第4条 表示期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(表示の許可申請等)

第5条 広告を表示しようとする者は、秋田県立野球場広告表示許可申請書（様式1、以下「許可申請書」という。）を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 許可申請書には、表示しようとする秋田県立野球場広告表示デザイン図（様式2）を添付するものとする。

3 許可申請書は、別に定める期日までに提出するものとする。

4 知事は、次に定める業種又は事業を営む者の広告の表示は許可しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者（秋田県広告事業審査会において特

に認めたものを除く。)

- (4) 消費者金融に係るもの
 - (5) 公営競技その他のギャンブルに係るもの(宝くじを除く)
 - (6) 県の指名停止措置又は資格停止措置を受けている事業者
 - (7) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
 - (8) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
 - (9) その他県の広告主として不適切と認められる者
- 5 知事は、次に定めるものの広告の表示は許可しないものとする。
- (1) 法令等に違反する恐れのあるもの
 - (2) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (3) 思想又は信条に関係あるもの
 - (4) 社会問題についての主義又は主張があるもの
 - (5) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
 - (6) 公序良俗に反する恐れのあるもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
 - (8) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (9) 氏名又は意見を広告しようとするもの
 - (10) その他表示することが適当でないと県が認めるもの
- 6 許可を申請した者の数が表示可能な区画の数を超える場合にあっては、県内に事業所等(本社、支店、営業所、店舗等)を有する者を優先し、それでもなお表示可能な区画の数を超える場合にあっては抽選によって決定する。
- 7 広告の表示を希望する場所の決定についても、抽選によって決定する。
- 8 表示期間の更新を希望する場合は、別に定める期日までに秋田県立野球場広告表示継続許可申請書(様式3)を知事に提出するものとする。
- 9 同一区画への広告の継続表示は最長3年までとする。ただし、他に当該区画への広告表示の希望がない場合は、この限りでない。
- 10 表示期間の満了前に広告表示を取りやめようとする者は、1か月前までに観光文化スポーツ部スポーツ振興課長(以下「スポーツ振興課長」という。)に申し出るものとする。

(広告表示審査会)

- 第6条 広告の内容等を審査するため、秋田県立野球場広告表示審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会に委員長を置き、観光文化スポーツ部次長の職にある者をもって充て、委員に、スポーツ振興課長、向浜スポーツゾーン総合事務所長の職にある者をもって充てる。
 - 3 審査会の会議は、広告表示の可否について疑義が生じた場合等において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集し、その議長となる。

(費用の負担等)

第7条 広告の表示、撤去及び保守管理に要する経費は、広告を表示する者が負担するものとする。

2 広告の表示、撤去又は保守管理に当たって事故等が発生した場合は、適切な処置を取るとともに、速やかに野球場の管理者に通報するものとする。

3 広告を表示する者は、ラバーフェンスその他の野球場の施設等を破損させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可を取り消し、又は表示を制限し、若しくは期間を定めて表示を停止させることができる。

(1) 許可に付した条件に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき

(許可条件)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を表示させない場合がある。

(1) 秋田県が管理上必要なとき。

(2) プロ野球興行等の場合で、興行主が広告の非表示を希望したとき。

(撤去の義務)

第10条 広告を表示する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは第8条の規定により許可が取り消されたときは、7日以内に当該広告表示を撤去しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の表示等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年2月13日から施行する。

(秋田県立野球場の広告表示に関する要綱の廃止)

2 秋田県立野球場の広告表示に関する要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。